	N	項目名	単位	水質基準値	水	道	水	原	水
	No.				浄 水 (本城浄水場内)	犬 吠 埼 (本城系)	猿田町 (企業団系)	高田川 (白石取水場)	黒部川 (新宿取水場)
水道が有すべき性状に関連する項目	38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300mg/ℓ以下	78	80	81	146	78
	39	蒸発残留物	mg/l	500mg/ℓ以下	194	196	206	355	233
	40	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2mg/ℓ以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	41	ジェオスミン	mg/l	0.00001mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002	0.000003
	42	2 – メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001mg/ℓ以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000003	0.000003
	43	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	44	フェノール類	mg/l	0.005mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	45	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	mg/l	3 mg/l以下	1.1	1.2	0.7	3.6	3.0
	46	pH值	_	5.8以上8.6以下	7.3	7.4	7.4	7.7	8.0
	47	味	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	_	_
	48	臭気	_	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	藻臭	藻臭、カビ臭
	49	色度	度	5度以下	1.1	1.0未満	1.0未満	23.1	17.5
	50	濁度	度	2 度以下	0.1未満	0.1未満	0.10	10.9	10.8
	51	残留塩素	mg/l	0.1mg/l以上	0.9	0.5	0.4		

注1 表中の「〇〇未満」表示は定量限界値のためです。

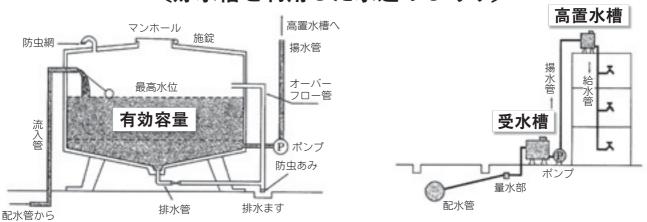
注2 51の残留塩素は水質基準ではありませんが、水道法施行規則で衛生上必要な措置として定められています。

貯水槽(受水槽や高置水槽)を設置されている方へ

ビル、アパート、学校、病院などの多くは、水道水を受水槽にいったん受けて、使用者 に配水しています。

これらのうち、有効容10m[®]を超える受水槽を設置されている方(設置者)は、法令により毎年1回、国の登録を受けた検査機関の検査を受け、定期的な点検や清掃が義務付けられています。

有効容量10m³以下の受水槽を設置されてる方は、法令による義務付けはありませんが、 いつでも安全で安心な水を利用できるよう、年1回以上の清掃と水の色、味、臭いなどの 点検をお願いします。また、マンホールのふたのカギや防虫網などにも異常がないか確認 をお願いします。



〔貯水槽を利用した水道のしくみ〕

くわしいことは、水道課給水装置係 ☎(24) 8181 内線239 へお問合せください。